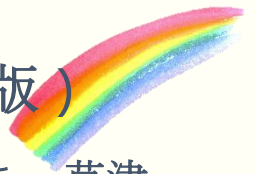


第4次草津市男女共同参画推進計画（概要版）



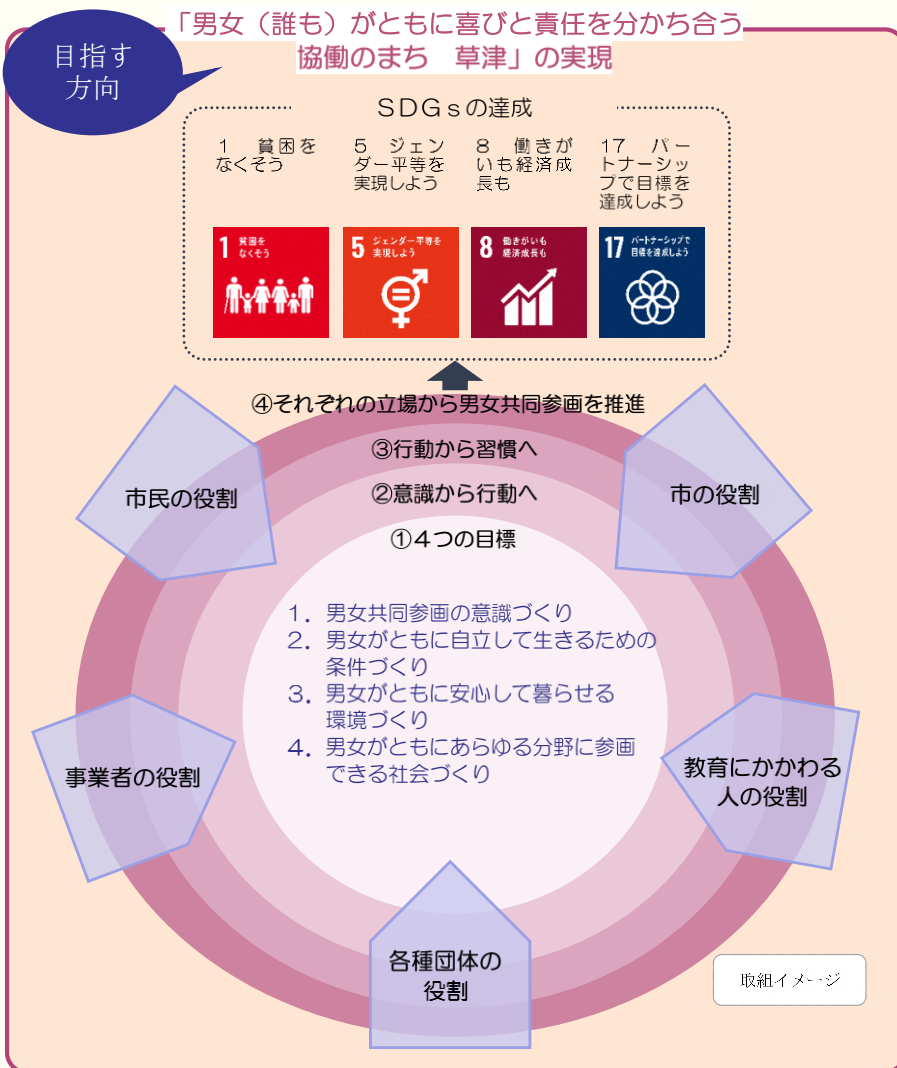
～男女（誰も）がともに喜びと責任を分かち合う協働のまち 草津～

計画策定の趣旨

本市では「草津市男女共同参画推進条例」に基づき、平成27（2015）年度に「第3次草津市男女共同参画推進計画（後期計画）」（平成28（2016）年度～令和2（2020）年度）を策定し、計画の基本理念である「男女がともに喜びと責任を分かち合う協働*のまち草津」の実現を目指して総合的かつ計画的に施策を推進してきました。

この計画期間が終了することから第3次計画の取組と数値目標の達成状況、「令和元年度草津市男女共同参画についてのアンケート調査」に基づく本市の現状と課題、国内外の動向を踏まえ、新たに「第4次草津市男女共同参画推進計画」を策定しました。本計画に基づき、男女共同参画社会の実現に向け、市、市民、事業者などが協働して、市民一人ひとりが自立した個人として生き生きと暮らせるまちの実現に取り組みます。

*協働：共通の目標に向かって協力して行動していくこと。



基本理念～「草津市男女共同参画推進条例」の8つの基本理念～

- ①男女（あらゆる人）の人権の尊重
- ②社会の制度や慣行の見直し
- ③方針立案や決定への参画機会の確保
- ④家庭生活と社会生活の両立
- ⑤家族の構成の多様性の尊重
- ⑥生涯にわたる健康な生活の営み
- ⑦セクハラとDVの根絶
- ⑧国際社会の取組との同調

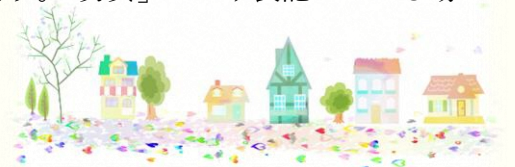
計画期間

令和3（2021）年度～令和12（2030）年度
 ※5年目の令和7（2025）年度に見直しを行います。

SDGsについて

- ・「持続可能な開発目標」のこと。
- ・「ジェンダー平等の実現」という目標が含まれています。
- ・すべての人の人権を尊重し、性別を理由とする差別や不平等、女性や女児に対する暴力等に終止符を打つことが求められています。

本計画の基本理念と目指す方向には、性別にかかわらずすべての人の人権が尊重される社会を目指すという意味で、あえて「男女」の後に「（あらゆる人）」、「（誰も）」と追記しています。「男女」とのみ表記している場合においても、この思いを込めています。



草津市の男女共同参画の現状と課題

- 令和元（2019）年に実施した草津市男女共同参画についてのアンケート調査結果（以下、アンケート調査結果）から、政治分野や社会通念等で男性優遇を感じる人が全体の約8割となっており、依然として性別による不平等を感じる場面が残っていることがわかりました。
- アンケート調査結果から、ワーク・ライフ・バランス（仕事と生活の調和）の実現や男性の家事・育児への参画が進んでいないことがわかりました。
- 本市の女性雇用者の割合（平成27（2015）年：43.1%）は増加傾向にありますが、女性の年齢別の就業率はM字カーブ*を描いており、35歳以降滋賀県に比べて就業率が低くなっており、50歳以上では全国と比べても低い水準となっています。
- アンケート調査結果から、ドメスティック・バイオレンス（DV）被害者が相談機関に結びついていない状況がわかりました。

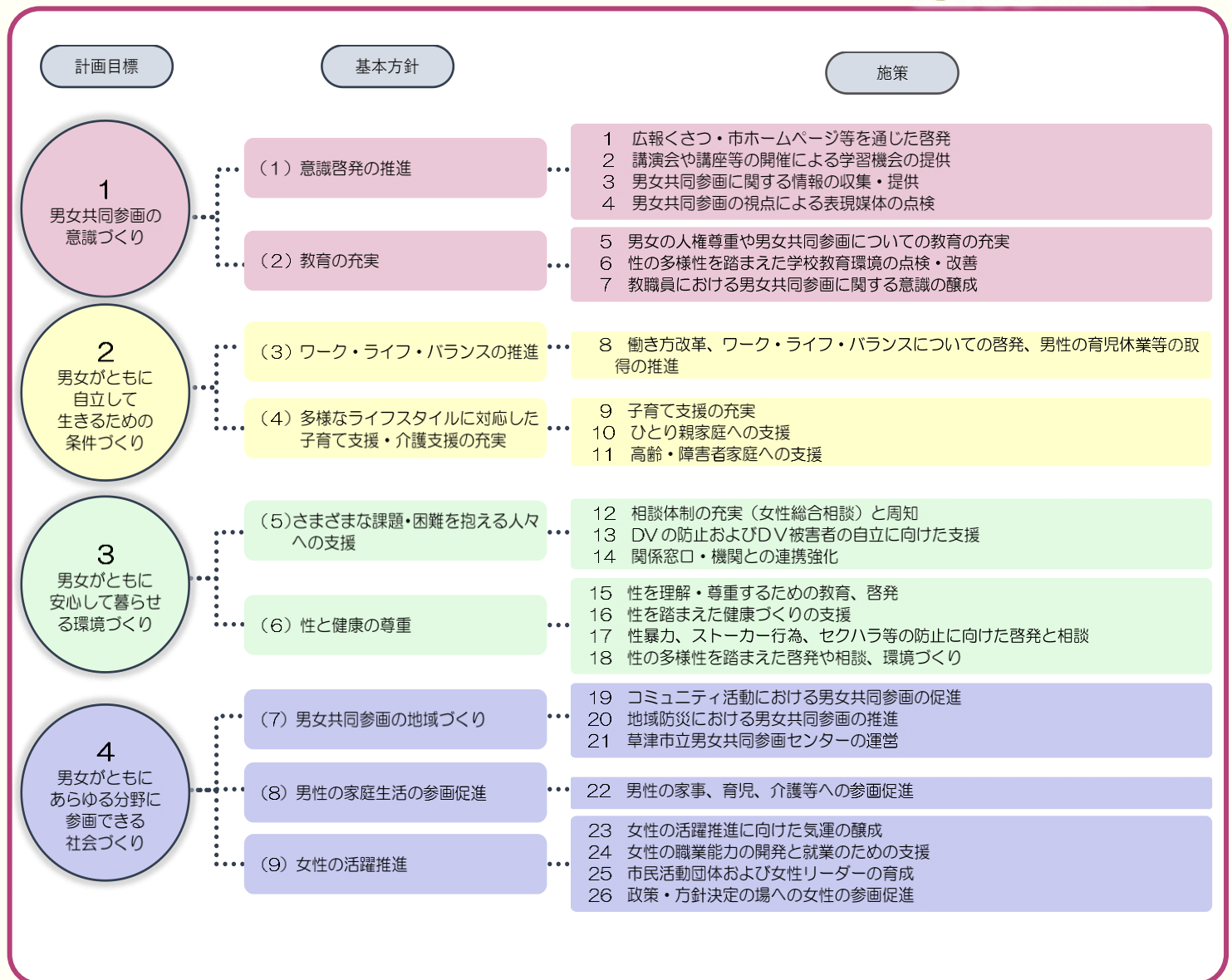
※DVを受けた経験がある人のうち、「どこにも相談しなかった」と回答した人の割合（44.3%）。

- まちづくり協議会等の地域コミュニティや町内会等における女性の参画割合が低いことが課題となっています。

*M字カーブ：女性の年齢別就業率（15歳以上の人口に占める「就業者」の割合）をグラフ化するとアルファベットのMのようにみえることから、このような女性の就業状況を指してM字カーブという。



施策体系



数値目標の設定

基本目標	項目	設定理由	現状値 (令和元年度)	目標値 (令和7年度)
【1】 男女共同 参画の意 識づくり	①草津市男女共同参画推進条例の浸透割合◆	条例が周知され、浸透しているかの目安とします。	43.5%	50.0%以上
	②「男は仕事、女は家庭」と考える市民の割合◆	性別役割分担意識の変化の目安とします。	36.8%	25.0%以下
	③男女共同参画に関する研修等の開催回数および参加者数	意識啓発の機会の提供状況の把握をします。	5回・745人	12回・550人以上
	④教職員における男女共同参画およびハラスメントに関する研修の参加者数および参加率	教職員における意識の醸成のための取組状況の把握をします。	---	2600人 90%以上
【2】 男女がと もに自立 して生き るための 条件づく り	⑤25～44歳における女性の就業率◆	女性の就業状況の目安とします。	65.6%	76.9%以上
	⑥女性の正社員率◆ (※家族従業員や自営業を除く)	非正規雇用から正規雇用への転換が進んでいるかの目安とします。	43.2%	48.7%以上
	⑦滋賀県女性活躍推進企業に認証(一つ星以上)されている市内事業所の数	ワーク・ライフ・バランスや女性の活躍推進に取り組む企業を把握します。	18社	36社以上
	⑧待機児童数(4月1日時点)	就業等の子育て世代の保育ニーズに応じた定員確保が進んでいるかの目安とします。	70人	0人
【3】 男女がと もに安心 して暮ら せる環境 づくり	⑨「女性の総合相談」および「DV相談」の相談(対応)延件数	件数を把握し、今後の相談体制や周知方法等の推進につなげます。	160件 (内DV42件)	510件 (内DV120件)
	⑩男女共同参画課の「女性の総合相談窓口」を知っている人の割合◆	相談窓口の周知が進んでいるかの目安とします。	15.8%	60.0%以上
	⑪DVの対処方法として「どこにも相談しなかった」人の割合◆	DVに関する認識が深まり、相談体制等対策が進んでいるかの目安とします。	44.3%	26.3%以下
	⑫市の乳がんの検診受診率	女性の健康づくり支援の進捗の目安とします。	12.0%	15.0%以上
	⑬市の子宮頸がんの検診受診率	女性の健康づくり支援の進捗の目安とします。	13.4%	17.4%以上
【4】 男女がと もにあら ゆる分野 で参画で きる社会 づくり	⑭男女の不平等感について「社会通念・習慣・しきたりなど」で平等であると考える市民の割合◆	社会通念・習慣・しきたりなどについて男女共同参画が推進されているかの目安とします。	8.0%	19.0%以上
	⑮女性の代表または副代表のいる町内会、行連区の割合	地域活動への男女共同参画の推進状況の目安とします。	26.0%	31.0%以上
	⑯平日の家事に関する生活時間の男女の差(平日の家事に要する平均時間)◆	男性の家庭生活への参画の目安とします。	2時間55分	1時間28分以下
	⑰男性の家事・育児・介護への参画促進研修や講座の開催回数および参加者数	男性の家庭生活への参画促進の機会の提供状況の把握をします。	---	10回・200人以上
	⑱市全体の審議会等における女性委員の割合	政策・方針決定過程への女性の参画(女性の登用)が進み、男女の視点が反映されているかの目安とします。	39.3%	50.0%

◆「草津市男女共同参画についてのアンケート」結果より

◆「国勢調査」結果より(令和元年度の現状値は平成27年度結果を引用)

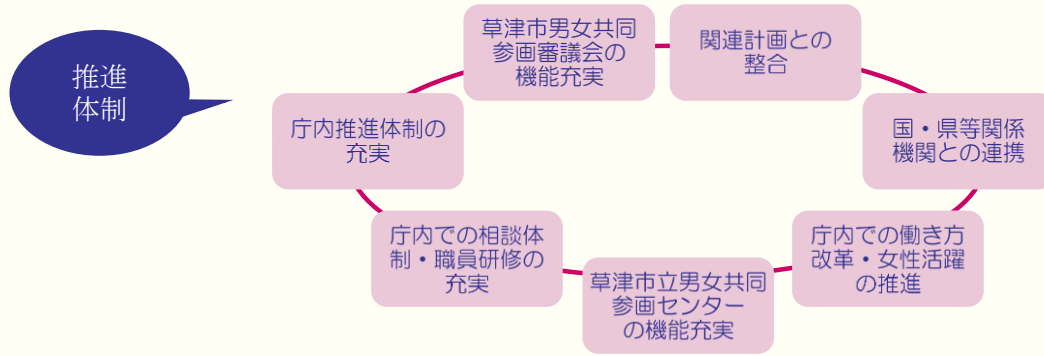
計画の位置づけ

- ①「草津市男女共同参画推進条例」に基づく推進計画です。
- ②「第6次草津市総合計画」における「男女共同参画」の分野の基本的な計画であり、他の関連計画との整合を図っています。
- ③「男女共同参画社会基本法」に基づく市町村男女共同参画計画です。
- ④「配偶者暴力の防止及び被害者の保護等に関する法律(配偶者暴力防止法)」に規定する市町村基本計画として位置づけられます。
- ⑤「女性の職業生活における活躍の推進に関する法律(女性活躍推進法)」に規定する市町村推進計画として位置づけられます。

計画の推進にあたって

- 「草津市男女共同参画推進条例」第 23 条に基づき、市民、事業者、各種の団体および教育にかかわる人との協働のもとに、男女共同参画施策を総合的かつ計画的に実施するため必要な体制を整備し推進します。
- 男女共同参画推進本部を中心として、庁内関係部局との連携の強化を図り、男女共同参画の視点に立ち総合的に取り組みます。
- 市の取組は、P D C A サイクル*のもとで、着実な進捗を図ります。そのため、数値目標により、計画の進捗について定期的な点検・評価を行います。

*P D C A サイクル：計画に基づく行動の進行管理サイクルの 1 つで、計画 (Plan)、実行 (Do)、評価 (Check)、改善 (Act) のプロセスを順に行うもの。



市民等の取組

主体	取組内容
市民	<ul style="list-style-type: none"> 男女共同参画についての理解を深め、基本理念に基づき、家庭、地域、学校、職場その他の社会のあらゆる分野において、男女共同参画の推進に努めます。 市が行う男女共同参画施策に協力するよう努めます。 <p>(草津市男女共同参画推進条例第 5 条)</p>
事業者	<ul style="list-style-type: none"> 男女共同参画についての理解を深め、基本理念に基づき、性別による差別的な取扱いを行わず、男女が事業活動に対等に参加する機会を確保するとともに、男女が職業生活と子育て、介護などの家庭生活とを両立することができるような職場の環境づくりに努めます。 市が行う男女共同参画施策に協力するよう努めます。 <p>(草津市男女共同参画推進条例第 6 条)</p>
各種の団体	<ul style="list-style-type: none"> 男女共同参画についての理解を深め、基本理念に基づき、その活動を行うに当たり、男女共同参画の推進に努めます。 市が行う男女共同参画施策に協力するよう努めます。 <p>(草津市男女共同参画推進条例第 7 条)</p>
教育にかかわる人	<ul style="list-style-type: none"> 男女共同参画の形成に果たす教育の重要性を深く理解し、基本理念に基づいた教育または保育に努めます。 市が行う男女共同参画施策に協力するよう努めます。 <p>(草津市男女共同参画推進条例第 8 条)</p>

令和 3 (2021) 年 5 月から
スタート

草津市立男女共同参画センター あい・ふらっと

- 場所：草津市大路二丁目 1 番 3 5 号
(市民総合交流センター)

KirariE「キラリエ草津」5 階

- 開所日時：月～金 8：30～17：15
(土日祝休み)



発行：草津市 総合政策部 男女共同参画課

(令和 3 (2021) 年 5 月から、草津市立男女共同参画センターへ移転します)

発行年月：令和 3 (2021) 年 4 月

〒525-8588 草津市草津三丁目 13-30